阿賀町教育の大綱

・地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
⇒　地教行法第１条の３第１項に規定

・総合教育会議で決定する。

・「第２次阿賀町総合計画」後期基本計画（令和２～６年度）とリンク。

目指す子どもの姿

夢をもち、意欲的に学び、自ら未来を切り拓く子ども

目指す町民の姿

生涯を通じて学び、夢と希望をもって生き生きと生活する町民

取り組みの基本方針と柱

（１）学校教育の振興

①確かな学力向上	学習指導センターの事業
②地域と一体	コミュニティスクール
郷土愛を育てる	阿賀学の推進
③阿賀町の将来を担う人材の育成	阿賀町１５年教育の推進
④豊かな心を育む	いじめ不登校の早期発見
⑤健やかな心身の育成	運動を通じた体力向上

（２）教育環境の整備

①ICT教育の推進　　Wifi環境・タブレット端末等機器整備

②サポート体制の充実　　学習指導補助員、介助員

③安全な施設の整備　　大規模改修等

④安全でバランスの取れた給食の提供　　地産地消・食育

（３）芸術・文化の振興

（４）生涯スポーツの振興

（５）生涯学習の振興